

議員発案第 2 号

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を提出するものとする。

令和 6 年 3 月 25 日 提出

提 出 者 三条市議会議員 燕 幸 男

賛 成 者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 森 山 昭

同 三条市議会議員 小 林 誠

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

中央最低賃金審議会は、令和5年度の最低賃金の引上げ額について、Aランクは41円、Bランクは40円、Cランクは39円とする目安を厚生労働大臣に答申した。それを受けて新潟地方最低賃金審議会は、1円を加算した41円の引上げとし、最低賃金を931円とした。しかしながら、最高額の東京都とは182円もの格差がある。また、関東甲信越・北陸の13都府県中、最下位であり、とても納得できるものではない。格差を是正するため、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度にする必要がある。

2年間続いている物価の高騰が市民生活を圧迫し、特に最低賃金近傍で働くパートや派遣・契約などの非正規雇用、フリーランスなど弱い立場の労働者の生活破壊が深刻である。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業の経営にも打撃を与えている。

新潟県労働組合総連合が取り組んできた最低生計費試算調査によると、時給は全国どこでも1,500円以上、最近の調査では1,700円必要であるとされている。

令和5年8月、岸田首相は2030年代半ばまでに最低賃金の加重平均を1,500円に引き上げることを目指すと表明したが、このままの状態を10年以上続けることは困難である。

最低賃金の引上げに当たって、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができない。骨太の方針2022にも「適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する」と示されている。日本商工会議所などの中小企業団体が求める社会保険料の減免も含めた支援の強化を求めるものである。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求める。

記

- 1 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度にすること。
- 2 地域別最低賃金1,500円以上を目指すこと。
- 3 最低賃金の引上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 阿 部 銀次郎

〔提出先〕

内閣総理大臣 厚生労働大臣 中央最低賃金審議会会長 新潟労働局長